

## 労働保険料（第3期分）の納付について

令和4年1月31日（月）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆様へは、令和4年1月14日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）